

## 一般事業主行動計画

社員が仕事と子育てを両立させることができ、社員全員が働きやすい環境を作ることによって、すべての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和7年 2月 1日～令和12年 1月31日までの 5年間
2. 内容

目標1：産前産後休業や育児休業、出産手当金や育児休業給付など制度の周知や情報提供を行う。

### <対策>

- 令和7年 2月～2月末 法に基づく諸制度の調査
- 令和7年 3月～3月末 制度に関する書類を作成し社員に配布

目標2：育休取得予定者に「育休復帰支援プラン」を策定し、円滑な育休取得・職場復帰をサポートする。

### <対策>

- 令和7年 2月～ 従業員個別面談による実態把握
- 令和7年 3月～ 育休取得予定者に「育休復帰支援プラン」策定開始